

『古文書紹介』

— 口 上 書 —

紹介者 高 宮 昭 夫

「解説」

私は、昭和三十一年村役場に入り、最初の係は林業係であった。村民の造林意欲盛んな頃で、造林補助金交付のため、村内の造林地を随分歩き回った記憶がある。

その時気付いたものだが、村内各所に鉱石試掘の跡があり、深さ三層のものもあれば十層位のものもあった。いわゆる「山師」が一発を狙った後の「鉱口」であったが、採算がとれる程の量の鉱量はなかった。

ただ、村内で唯一企業化され稼働されたのが、紹介する小浦鉱山である。大正五年（一九一六）までは、日本鉱業により木浦鉱山の支山として、さらに昭和五年（一九三〇）頃より、佐賀閩製練所の管理下に入り、昭和二十七年頃迄出鉱していたのである。

この口上書は末尾のところが意味ありで面白い。

それは去る午年、御公儀様の御普請方と御役人の御両人が、銅山の御見分にお出でになったので、御案内したけれども、一向にお尋ねもなかったが、ただ竹野浦の新四郎に、白石（鉱石）のことについて尋ねられた。新四郎が申し上げたのは、「山が堅くて掘り難いために、仕当て（採算）に合わなかったと聞いております」と。それを聞いたお役人は、「十貫目（たとえば千円）の物入り（必要経費）に、三貫目（三百円）の銅を掘り出せば、七貫目（七百円）は損毛（損失）になるけれども、三貫目は通用銀（通貨）として残るので、損失のことはかまわない。」と言われました。といったことが書いてある。

つまり、新たな銅の産出によって、山師は直接損害を蒙っても、国や藩の損失には決してならない。といったことであろう。



江戸時代の銅の製錬法
上：荒銅を間吹きして精銅にする。
下：精銅を型に流して埴銅にする。
（日本歴史図録より）

口上書

口上書

小浦銅山明和年中長崎茶屋
 吉左衛門殿堀初五六年茂掘申
 候仕度合而一合不申候哉相止メ罷歸リ
 中山村々後志休山申候中山村々組
 此節銅山一切之儀被遊御尋候故組
 中吟味仕候得共銅山之様子覚候者無
 御座候尤浦白(代)百姓二 年七十余リニ
 相成候者聞傳居申候白石と申石

一、小浦鉦山 明和年中 長崎茶屋

吉左衛門殿 堀初 五六年茂掘申

候処 仕当二合不申候哉 相止メ罷歸リ

申候二付 其後者休山二相成申候 然ル処

此節 銅山一切之儀 被遊御尋候故 組

中吟味仕候得共 銅山之様子覚候者 無

御座候 尤浦白(代)百姓二 年七十余リニ

相成候者 聞傳居申候 白石と申石

出申候由 壹人二而三十日之間ニ 貳百貫
 目斗茂 掘出し候様 申候事ニ御
 座候 勿論直(値)段之儀者 拾貫目ニ付
 壹匁貳三分茂 仕候様 承候由申候 右
 白石者 山元江買取 荒焼仕 粉ニくだき
 吹ゴ爾掛申候得者 荒銅ニ相成候与 承居
 申候 其節 荒銅凡拾貳貫目入ニメ 三百
 丸(貫)余茂掘出し候様 御承申候由申候
 右之外 銅山之儀委者 存居不申候

一 去ル午年 御公儀様御普請方

御役人様 御兩人銅山御見分二

被遊御出候節 御案内仕候者二

向御尋事無御座候 尤 竹野浦

新四郎二 白石之儀御尋御座候故

新四郎申上者 山堅ク御座候而 難掘

御座候二付 仕当ニ合不申候由 承候二付 其

段申上候得者 御役人様方披遊

御申候者拾貫目之物入有之候而 三貫

一、去ル午年 御公儀様御普請方

御役人様 御兩人銅山御見分二

被遊御出候節 御案内仕候者二 一

向御尋事無御座候 尤 竹野浦

新四郎二 白石之儀御尋御座候故

新四郎申上者 山堅ク御座候而 難掘

御座候二付 仕当ニ合不申候由 承候二付 其

段申上候得者 御役人様方披遊

御申候者拾貫目之物入有之候而 三貫

同多希之銅出申候得者 七貫目之
 損毛之樣ニ有之候得共 三貫目多け
 通用銀相増候と 申事ニ御座候由 損
 毛ニ者御構かま無御座候由 被遊御申候
 右之通ニ御座候以上

午九月廿一日

常陸守

淺右衛門

口督

傳兵衛

口改

治三郎

進上

目多希之銅出申候得者 七貫目之

損毛之樣ニ有之候得共 三貫目多け

通用銀相増候と 申事ニ御座候由 損

毛ニ者御構無御座候由 被遊御申候

右之通ニ御座候以上

午 小浦庄屋 淺右衛門

九月廿一日 同地目付 傳兵衛

同頭百姓 治三郎

進上